○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃 ○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定………

みこ

らどい

課も

告

示

目

次

正

誤

(医療薬務課) … ハ

告

示

企生

画活安

課全

: 六

台右

公安委員会

(商工政策課) …

 \equiv Æ.

同

:

(会計管理課) … 三

同 路

: =

(道

課) :: 二

林

政

課

:

(障害福祉課)

公

告

第二百八十号

令和 三月八日

定により公示する。

: _ 名

定により公示する。 障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規 百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和三年三月八日

青森県知事

三

村

申

吾

名称	事定障害		
所主たる	業祉サ		
在事務所の	ー ビ 者ス		
の 種 順 類 に 祖 に 社 れ			
名	行障 害		
称	う福祉		
所	サ 事 ー ビ		
在	業事業		
地	所を		
年廃 月 日止			
	称主たる事務所のの種類名称所在地年月		

青森県告示第百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

青森県告示第百五十五号

児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小

令和三年三月八日

青森県知事

三

村

申

吾

日定

すずらん調剤薬局城東中央店 称 二〇
弘前市大字城東中央三丁目九の 所 在 地 三令 · 和 三· 年指 月

青森県告示第百五十六号

1

玉

道

〇 一 号

番図 号面

種道

類の

路

線 名

変

路

3

玉

道

三三九号

2

玉

道

三三九号

て準用する同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい

令和三年三月八日

青森県知事 三 村

保安林の所在場所

三沢市大字三沢字庭構四九の一〇七一 (次の図に示す部分に限る。

飛砂の防備

保安林として指定された目的

保安林解除の理由 道路用地とするため

 \equiv

申 吾

青森県告示第百五十八号

え置いて縦覧に供する。

(「次の図」は、

省略し、

その図面を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備

道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 同項の規定により公示する。 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から令和三年四月七日まで青森県県土整備部道路

令和三年三月八日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二まで 北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二から 五所川原市大字毘沙門字熊石二一の一まで 五所川原市大字毘沙門字東中久保六の三〇から 五所川原市大字浅井字色吉一一八の一まで 五所川原市大字福山字実吉七三の一七から 更 0 区 間 前後別 変更の 後 後 後 前 前 前 四五・八〇メートルまで二〇・七〇メートルから 敷 一四・七〇メートルまで一〇・二〇メートルから 七・五〇メートルまで 七・五〇メートルまで二・三〇メートルから 八・七〇メートルまで一・七〇メートルから 八・七〇メートルまで九・三〇メートルから 地 0) 幅 員 敷 四〇四・一〇メート 七二二・八〇メート 四 七二二・八〇メート 六一・ 六一・四〇メート 四四 地 0) 四〇メート 一〇メート 延 長 iv

青森県告示第百五十九号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年四月七日まで青森県県土整備部道路

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

令和三年三月八日

課において一般の縦覧に供する。

路

線 名

供

用

開

始

0

X

間

青森県知事 村 申

吾

の供 期 開 日始

県道富萢薄市線

井三戸線 県道櫛引上名久

三戸郡南部町大字平字広場二七の三から

つがる市木造林妻田一の一まで つがる市木造林玉鶴二〇九から

三戸郡南部町大字平字虚空蔵一の一まで

"

県道菰槌木造線

国道三三九号

北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二まで 北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二から

"

国道三三九号

五所川原市大字毘沙門字東中久保六の三〇か

五所川原市大字毘沙門字熊石二一の一まで

国道一〇一号

五所川原市大字福山字実吉七三の一七から

五所川原市大字浅井字色吉一一八の一まで

令和

≓

≓

三戸郡五戸町字下モ沢向一一の一 売りさばき人の住所及び名称

三

指定年月日

売りさばき場所

合資会社岡村商店

三戸郡五戸町字下モ沢向一一

0)

令和三年三月一日

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和三年三月八日

青森県知事

三

村

申

吾

ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

 \equiv 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社東日本アセット

弘前市大字富士見町七の一五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに 代表者の氏名

代表取締役 南谷信廣むつ市金谷一丁目一七の八有限会社みなみや	代表取締役 都築卓千葉県柏市三四四の二	代表取締役が前田恵三むつ市小川町二丁目四の八株式会社マエダ	変更前
変更なし	I	変更なし	変更後
	= 平 ・ 成 ・ -		年変 月 日更

大規模小売店舗の名称及び所在地

取締役 秋元浩

(昭和

青森県告示第百六十号

三十九年四月青森県条例第十号)第六条第二項の規定により告示する。

令和三年三月八日

青森県知事

三

村

申

吾

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例

一まで 一まで 一まで

代表取締役 佐々木英輔 五仙都会館ビル七階 宮城県仙台市青葉区二丁目二の一宮城県仙台市青葉区二丁目二の一宮 はままま かんり おいまい しょうしん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はい	代表取締役・小中重利青森市本泉二丁目一九の一三有限会社アーチーズ	代表取締役 江尻義久松二七の一 松二十の一 本語島町走熊字七本株式会社ハニーズ	代表取締役 栗原勝利東京都杉並区梅里一丁目七の七株式会社マックハウス	代表取締役 中山章 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六株式会社未来屋書店	代表取締役 服部博幸 四の一〇 愛知県名古屋市千種区今池三丁目 株式会社ジーフット	代表取締役 柳井正山口県山口市大字佐山七一七の一株式会社ユニクロ	代表取締役 矢野博丈四の一四四の一四 上	代表取締役 玉置知彦八天京都江東区越中島二丁目一の三株式会社ロベリア	代表取締役 熊倉正幸三の八田源ビル三階 三の八田源ビル三階 東京都中央区日本橋堀留町二丁目株式会社マルシェ
		変更なし	代表取締役 北原久巳 東京都杉並区梅里一丁目七の七 株式会社マックハウス	代表取締役 松田裕史千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六株式会社未来屋書店	代表取締役 木下尚久 東京都中央区新川一丁目二三の五 株式会社ジーフット		代表取締役 矢野靖二四の一四の一四 矢野靖二 大島県東広島市西条吉行東一丁目株式会社大創産業	変更なし	I
== - - - =	등平 ○ 一 三 三		111 - 11 - 1	∋・ 成 四・ 등○	(代表者) (代表者)	二人・10・ 1	三平 · 成 三· 一		三平 成 ・ セ・三

代表取締役 濱谷和雄 コュー三階 ニュー三階 ボールスパイス株式会社	代表取締役 寺井秀藏 目八の一 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 株式会社ワールド	代表取締役 真崎文明 の二〇 大阪府大阪市西区新町一丁目三三 株式会社モンベル	代表取締役 野口実東京都渋谷区神南一丁目一一の五株式会社エービーシー・マート	代表取締役 河合宏光 岐阜県大垣市外渕二丁目三八 株式会社セリア	代表取締役 岡島秀雄 株式会社沖館薬局	代表取締役 指田努東京都八王子暁町一丁目三二の一株式会社タツミヤ	代表取締役 山田幸雄 成立 水式会社キング 株式会社キング	青森市三好一丁目六の三福田敏明	代表取締役 佐々木康浩青森市大字三内字沢部二五七有限会社花寿樹	I
代表取締役 濱谷和雄弘前市大字桜ケ丘二丁目二の五オールスパイス株式会社	代表取締役 渡邊智則東京都中央区晴海一丁目八の一〇株式会社スタイルフォース	代表取締役 辰野勇 二 大阪府大阪市西区新町二丁目二の 株式会社モンベル	変更なし	代表取締役 河合英治岐阜県大垣市外渕二丁目三八株式会社セリア		変更なし			変更なし	代表取締役 佐々木勉二の二六 年庫県神戸市中央区磯部通四丁目兵庫県神戸市中央区磯部通四丁目株式会社フェイス
六・四・二	三・	(代表者) 三、代表者) 三、代表者)		二六・六二四	元平 ・成 三 三		三平 · 一· <u>· </u> · <u>· · · · · · · · · · · · · · · </u>	二令・七三		三・六・三

3

時間

兀 Ŧī. 2 1 代表取締役 羽田和弘青森市新町一丁目一一の一株式会社キクヤメガネ 代表取締役 盛田良次秋田県秋田市山王三丁目三の株式会社モリタ 代表取締役 上田忠四
弘前市大字城東北一丁目九の一二株式会社カルチャー 代表取締役 田﨑學 日本トイザらス株式会社 届出書の縦覧 届出年月日 期間 場所 令和 和三年二月二十二日 青森県商工 三年三月八日から同年七月八日まで 労働部商工 一政策課及び青森市役所 七 允 チー・ジェイブス 代表 取締役 アンドレ・ 神奈川県川崎市幸区大宮町一 代表取締役 八幡政浩丁目一の二一 北海道札幌市東区北二株式会社ツルハ 代表社員 三國みつる合同会社三國商事 変更なし 変更なし 八幡政浩 一四条東 一の六一 二丁目 丁 ア $\frac{-}{\circ}$ 八 Ė 六 元令 ・和 芸芸 三平・声 =令 和 葁 臺 成 六三三 九・一九 · 远 三元

> 午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができ

る。

提出期限

1

令和三年七月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

記載事項 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

3

意見書の提出者の氏名

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(Ξ) 意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和三年三月八日

青森県知事

三

村

申

吾

ガーラタウン・アオモリウエストモー 大規模小売店舗の名称及び所在地 ル A · B

青森市三好二丁目三の一九外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社東日本アセット

弘前市大字富士見町七の一五

3

時間

午前,

三 変更しようとする事項 取 締役

秋

完浩

るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模 区 刻び店う売お売大 閉時者業い店規 店刻のをて舗模 時及開行小に小 分 変 更 前 変 更 後

でうばい施荷 きこきで設さ るとを荷にば 時が行さおき 帯 荷さばき施設A 年前六時から午後六時 手前十時から翌午前 時まで 時まで おさばき施設B 年前大時から翌午前 時まで おさばき施設 B 限但閉開F限但閉開B閉開A りし店店棟りし店店棟店店棟店店中小閉、時時小閉、時時小野の 店年刻刻売店年刻刻売店年刻刻売時間 業時間業業業 刻一午午者刻一午午者午午 午二後前 午二後前 十九 日時時 九日時時 時時 八時 六時 零 荷さばき施設A 年前六時から午後六時 年前六時から翌午前零 時まで 時まで 時まで 時まで 時まで 時まで 時まで 時から翌午前零 年前さばき施設F 閉開F限但開開 B 閉開 A 店店棟りし店店棟店店時小閉 、時時小刻刻売店年刻刻売期刻売店年刻刻売時間 業 年子者刻一午者後前 午子者 後一十九 後〇八時時 市時 九日時 時に 三令 年変月 一 和 = = 百更

四 届 出年月

H

令和] 三年二 月 十二日

届出書及び添付書類の縦覧

Ŧī.

1

場所

青森県商 工 一労働 部 商工 一政策課及び青森市役所

2 期 間

令和] 年 月八日 [から 同年七月八日まで

青森市役所にあっては、 その執務時 間内とする。

八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺 の 地域の生活環境の保持

公 員

安 委

青森県公安委員会告示第二十七号

次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則 会規則第二十号。 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 以下「検定規則」という。)第七条の規定により公示する 第二十三条第 (平成十七年国家公安委員 項の規定に基づく検定を

令和二 一年三月八日

検定の実施日時及び場所

1 実施日時

学科試験

令和三年六月七日 月 午 -前九時から午前 十時までの間

令和三年七月

 (\Box)

実技試験

2

青森市大字三内字丸山

九

八 の

应

青森県運

転免許センタ

場 所 \pm 午前 九時

日

から午前

十

時 でまでの

間

る。

0)

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、

意見書を提出することができ

1 提出期限

提出先 令和三年七月 八日

2

青森県商工 一労働部商工政策課

3

記載事項 意見書の 提出者の氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)

及び住

 (\Box) 意見書の 提出 の対象となる大規模小売店舗の名称

 (\equiv) 意見及びその理由

4

言語

意見書は、 日本語により記載すること。

田 晋

成

青森県公安委員会委員長

検定を行う警備業務の種別及び級 検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務

二級

三十人(予定)

 \equiv

検定の定員

四

1 青森県内に住所地を有する者

2 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であ

Ŧī.

1

検定の方法及び内容

実技試験を行わない。 検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、

2

学科試験

警備業務に関する基本的な事項

(2)法令に関すること。

車両等の誘導に関すること。

が発生した場合における応急の措置に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故

実技試験

車両等の誘導に関すること。

(2)が発生した場合における応急の措置に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

受付期間 令和三年五月十日 (月) から同月十四日

(金) までの間

受付時間

午前九時から午後五時までの間

 (\equiv) 受付の締切り

付を締め切る。 検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、

検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、 そのいずれかに申請すること。

青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は

刑事生活安全課

あるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員で

3 検定申請方法

とし、郵送等による申込みは認めない 六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこと

検定申請の書類

場合には次に掲げる○及び○の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる 検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する

□及び三の書面等を、それぞれ添付すること。

住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等)

一通

営業所に属することを疎明する書面 一通

三・○センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、 上三分身、無背景の縦の長さ

氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千円分の青森県収入証紙により、 検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

受検に際しては、受検票、 筆記用具を持参すること。

検定申請に関する問合せ先

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七—七二三—四二一一

受

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

第二七六号	発行年月日	
	Ė Š	区分
タ ター 	番号	
ק	号ページ	
ا	段	
<u>3</u>	行	
令和六年三月二十八日	令和六年三月二十六日	誤
令和六年二月二十八日	令和六年二月二十六日	正

医療薬務課

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥 印刷 株式 会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号 -(印刷所・販売人)

定価 小口一枚二付十五円